

# 奈良市公報

第 3 5 6 号

(平成30年5月後半分)

平成30年6月18日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
製作 株式会社 春日

## 目次

### 規 則

- 奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則  
..... 1
- 奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則  
..... 2
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則..... 2
- 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一  
部を改正する規則..... 2
- 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改  
正する規則..... 2

### 告 示

- 道路の位置指定（2件）..... 4
- 金融機関の指定についての一部改正..... 4
- 開発行為に関する工事の完了..... 4
- 形質変更時要届出区域の指定の一部解除..... 4
- 奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正す  
る告示..... 5
- 奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱  
..... 6
- 放置自転車等の保管（2件）..... 8
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃  
止の届出..... 9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定..... 9
- 道路の位置指定（2件）..... 9
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の  
廃止..... 9
- 放置自転車等の保管..... 10
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定..... 10
- 放置自転車等の保管..... 10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 10
- 障害者総合支援法施行規則の規定による指定自立支援  
医療機関からの事業の廃止の届出..... 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定..... 11
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）..... 11
- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改  
正する告示..... 11
- 開発行為に関する工事の完了..... 11
- 奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改  
正する告示..... 12
- 奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正す  
る告示..... 12

- 奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネ  
レーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）  
補助金交付要綱..... 13
- 督促状の公示送達..... 22
- 開発行為に関する工事の完了..... 23
- 道路の位置指定の廃止..... 23
- 放置自転車の保管..... 23
- 障害者総合支援法施行規則の規定による指定自立支援  
医療機関からの事業の廃止の届出..... 23
- 開発行為に関する工事の完了..... 23

### 訓 令 甲

- 奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令... 24

### 監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知... 24
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知..... 28

### 公 営 企 業

- 奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程..... 29
- 平成30年奈良市企業局告示第23号の廃止..... 29
- 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び  
支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関  
並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の  
指定の一部改正..... 30
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定..... 30

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催..... 30

## 規 則

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月31日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第23号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項住民係の部分中第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号の次に次の1号を加える。

(35) 奈良市ポイント制度に関すること。

第2条の4第2項中第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 奈良市ポイント制度に関すること。

第2条の5第2項中第37号を第38号とし、第36号を第37

号とし、第35号の次に次の1号を加える。  
 (36) 奈良市ポイント制度に関すること。  
 附 則  
 この規則は、平成30年6月1日から施行する。  
 (平成30年5月31日揭示済)

奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成30年5月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第24号**

奈良市民サービスセンター規則の一部を改正する規則

奈良市民サービスセンター規則（平成4年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。  
 (取扱事務)

第3条 サービスセンターにおいては、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成及び交付に関すること。
- (2) 印鑑の登録に関すること。
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく事務処理に関すること。
- (4) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料その他所収入金の収納に関すること。
- (5) 奈良市ポイント制度に関すること。
- (6) 社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの交付に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。  
 (平成30年5月31日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成30年5月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第25号**

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市長認印の項中

|                 |                |  |   |   |
|-----------------|----------------|--|---|---|
| 小判形<br>縦5<br>横4 | 市民課            | 住民基本台帳カード事務、在留カード事務、特別永住者証明書事務、通知カード事務及び個人番号カード事務用 | 1 | を |
|                 | 西部出張所<br>住民課   |  | 1 |   |
|                 | 東部出張所          |  | 1 |   |
|                 | 北部出張所          |  | 1 |   |
|                 | 月ヶ瀬行政センター総務住民課 |  | 1 |   |
|                 | 都祁行政センター総務住民課  |  | 1 |   |

|                 |                |  |   |    |
|-----------------|----------------|--|---|----|
| 小判形<br>縦5<br>横4 | 市民課            | 住民基本台帳カード事務、在留カード事務、特別永住者証明書事務、通知カード事務及び個人番号カード事務用 | 2 | に改 |
|                 | 西部出張所<br>住民課   |  | 1 |    |
|                 | 東部出張所          |  | 1 |    |
|                 | 北部出張所          |  | 1 |    |
|                 | 月ヶ瀬行政センター総務住民課 |  | 1 |    |
|                 | 都祁行政センター総務住民課  |  | 1 |    |

める。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。  
 (平成30年5月31日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第26号**

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和55年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行政センター」の次に「並びに奈良市民サービスセンター規則（平成4年奈良市規則第45号）第1条に規定する市民サービスセンター」を加え、同条第2項中「及び奈良市民サービスセンター規則（平成4年奈良市規則第45号）第1条に規定する市民サービスセンター」を削る。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。  
 (平成30年5月31日揭示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月31日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市規則第27号**

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の別記第2号様式（第3条関係）」

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第13条の24及び第14条の18中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

|  |   |                   |                            |
|--|---|-------------------|----------------------------|
| し尿収集開始・廃止・変更申請書  |   |                   |                            |
| 下記のとおり申請します。   |   |                   |                            |
| 年 月 日  |   |                   |                            |
| (宛先) 奈良市長  |   |                   |                            |
| 申<br>請<br>者  | 住所  | 奈良市 町 番地 (電話 局 番) |                            |
|  | 氏名  | Ⓜ                 |                            |
| ※<br><br>定<br><br>額<br><br>制   | ※<br>一般<br>家庭<br>場<br>合                             | 世帯人員 人            | そのうち乳児 (1歳未満) 人            |
|  |   | (同居人を含む。)         | 年 月 日生                     |
|  | 使用便槽数 槽   | くみ取り希望回数 月 回      |                            |
|  | ※<br>共<br>同<br>所<br>有<br>す<br>る<br>パ<br>ー<br>ト<br>等 | 世帯数 世帯            | そのうち<br>乳児 (1<br>歳未満)<br>人 |
| 年 月 日 生  |   |                   |                            |
| 世帯人員 人   |   |                   |                            |
| (同居人を含む。)  |   | 使用便槽数 槽           | くみ取り希望回数 月 回               |
| ※<br>従<br>量<br>制   | 事業所等の名称   | 名 称 (商 号)         | くみ取り希望回数 月 回               |
|  | 使用便槽数 槽   |                   |                            |
| <p>① ※を○で囲んでください。</p> <p>② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯の場合は、そのことをお申し出ください。</p> <p>③ 廃止の場合は、赤で記入してください。</p> |   |                   |                            |

(事務処理欄)

|                 |       |     |     |     |     |
|-----------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 上記申請を受理してよろしいか。 |       | 課 長 | 補 佐 | 係 長 | 係 員 |
| 受 付             | 年 月 日 |     |     |     |     |
| 決 裁             | 年 月 日 |     |     |     |     |
| 連絡              | 年 月 日 | 係 員 | 備考  |     |     |

別記第40号様式中「あて先」を「宛先」に、「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年5月31日揭示済)

**告 示**

**奈良市告示第309号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 申請者住所 | 大阪市東住吉区田辺二丁目10番1-703号      |
| 申請者氏名 | 吉村 文子                      |
| 道路の位置 | 奈良市宝来二丁目1番3、134番1及び同番9の各一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.02m 最小4.00m            |
| 道路の延長 | 25.19m                     |
| 指定年月日 | 平成30年5月16日                 |
| 指定番号  | 第H3002号                    |

(平成30年5月16日揭示済)

**奈良市告示第310号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市平松五丁目30番3-1号                  |
| 申請者氏名 | リアルアセット株式会社<br>代表取締役 久保西 竜成      |
| 道路の位置 | 奈良市三松四丁目937番の一部、938番3、同番9及び939番7 |
| 道路の幅員 | 最大4.12m 最小4.02m                  |
| 道路の延長 | 71.43m                           |
| 指定年月日 | 平成30年5月16日                       |
| 指定番号  | 第H2911号                          |

(平成30年5月16日揭示済)

**奈良市告示第311号**

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改定し、平成30年4月1日から適用します。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

(平成30年5月16日揭示済)

**奈良市告示第312号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年1月26日 奈良市指令整開 第16A-41号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年5月16日 第1631号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市宝来二丁目3番及び126番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
香芝市真美ヶ丘五丁目20-2  
ブランフォーレ真美ヶ丘B-202  
前畑 雅基

(平成30年5月16日揭示済)

**奈良市告示第313号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年奈良市告示第898号で指定した土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
奈良市西九条町四丁目1番10及び1番11の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去
- 5 その他

指定を解除した区域の範囲を示した台帳を奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。

(平成30年5月16日揭示済)

**奈良市告示第314号**

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第563号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条に次の1項を加える。

2 補助金の交付は、同一の団体につき当該年度において1回限りとする。

別記第3号様式中「あつた」を「あった」に、

|             |           |
|-------------|-----------|
| 補助対象金額（補助率） | 円（ ）      |
| 交付決定金額      | 円         |
| 交付予定年月日     | 年 月 日(予定) |

を

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 補助対象金額（補助率） | 円（1/2・上限100,000円） |
| 交付決定金額      | 円                 |

に、「なつた」を「なった」に改める。

別記第5号様式中

|            |   |
|------------|---|
| 補助金の交付決定金額 | 円 |
| 補助金の既交付金額  | 円 |

を

|            |   |
|------------|---|
| 補助金の交付決定金額 | 円 |
|------------|---|

に改める。

別記第6号様式中「あつた」を「あった」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第12条関係)

奈良市防犯カメラ設置補助金請求書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

㊞

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

|                     |       |             |               |
|---------------------|-------|-------------|---------------|
| 指令年月日               | 年 月 日 | 指 令 番 号     | 第 号           |
| 補 助 年 度             | 年 度   | 補 助 金 の 名 称 | 奈良市防犯カメラ設置補助金 |
| 補 助 事 業 の 名 称       |       |             |               |
| 補 助 金 の 交 付 決 定 金 額 |       |             | 円             |
| 補 助 金 の 交 付 確 定 金 額 |       |             | 円             |
| 交 付 請 求 金 額         |       |             | 円             |

附 則

この告示は、平成30年5月16日から施行する。  
(平成30年5月16日揭示済)

奈良市告示第315号

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止対策機器の普及を図り、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、予算の範囲内で購入に要する費用の一部について奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊詐欺等防止対策機器」とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造された機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自動応答録音装置を有する特殊詐欺被害防止対策機

能付電話機

- (2) 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、同一の世帯に過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合は、補助金を交付しない。

- (1) 市に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 第6条の規定による申請を行う日において満65歳以上の者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。)に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。)の合計額とする。

2 補助の対象となる特殊詐欺等防止対策機器(以下「補助対象機器」という。)は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書
- (2) 補助対象機器の購入予定額（取付けに要する費用を含む。）を確認できる書類
- (3) 市税納付状況等確認の承諾書（別記第1号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、機器の取付完了後速やかに規則第14条に規定する実績報告書に、次

に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 機器の購入に係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(処分の制限)

第9条 規則第20条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例によるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器の購入に係る関係書類を、設置した年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査への協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

市税納付状況等確認の承諾書

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金に係る申込みにあたり、私の市税の納入状況及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）の趣旨に基づき、奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付申請書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認について、奈良県警察本部、奈良警察署及び奈良西警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

印

年 月 日

(宛名) 奈良市長

第2号様式(第7条関係)

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付(不交付)決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者

住所

氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

交付・不交付

|             |        |        |   |
|-------------|--------|--------|---|
| 補助年度        | 年度     | 補助金の名称 | 奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金  |
| 補助事業の目的及び内容 | 内容及び内容 |        |   |
| 補助対象金額(補助率) | 補助率)   | 補助金額   | 円(1/2・上限10,000円)  |
| 交付決定金額      | 決定金額   | 交付金額   | 円   |
| 交付件数        | 交付件数   | 交付件数   | 1 補助事業等の内容、経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合において、市長の承認を受けること。<br>2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 |

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

(平成30年5月16日揭示済)

奈良市告示第316号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月17日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成30年5月17日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺、近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288番地の1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話0742-34-1111代表

(平成30年5月17日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成30年5月19日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁



止区域  
以下省略  
(平成30年5月21日掲示済)

**奈良市告示第318号**  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定

により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。  
平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地                  | 廃止年月日      |
|--------------|---------------------------|------------|
| 医療法人 竹田クリニック | 奈良県奈良市神功二丁目4番地の18         | 平成30年3月31日 |
| 大熊眼科医院       | 奈良県奈良市高畑町1112番地の34        | 平成30年3月31日 |
| 医療法人 牧石歯科医院  | 奈良県奈良市富雄元町二丁目1番17号 弘徳ビル3F | 平成30年3月20日 |

(平成30年5月21日掲示済)

**奈良市告示第319号**  
生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。  
平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称                 | 医療機関の所在地                    | 指定年月日     |
|-------------------------|-----------------------------|-----------|
| 大熊眼科医院                  | 奈良県奈良市高畑町1112番地の34          | 平成30年4月1日 |
| なら内視鏡クリニック              | 奈良県奈良市三条本町9番1号 三条通ガーデンハイツ1階 | 平成30年5月1日 |
| 阪神調剤薬局<br>奈良県総合医療センター前店 | 奈良県奈良市石木町636番地の1            | 平成30年5月1日 |

(平成30年5月21日掲示済)

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第320号**  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市法華寺町126番地の1               |
| 申請者氏名 | ドリームエステート株式会社<br>代表取締役 中山 茂樹 |
| 道路の位置 | 奈良市古市町381番の一部                |
| 道路の幅員 | 最大6.12m 最小6.12m              |
| 道路の延長 | 34.48m                       |
| 指定年月日 | 平成30年5月21日                   |
| 指定番号  | 第H2912号                      |

(平成30年5月21日掲示済)

**奈良市告示第321号**  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。  
平成30年5月21日

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市平松五丁目30番3-1号             |
| 申請者氏名 | リアルアセット株式会社<br>代表取締役 久保西 竜成 |
| 道路の位置 | 奈良市菅原町667番1の一部              |
| 道路の幅員 | 最大4.50m 最小4.50m             |
| 道路の延長 | 30.80m                      |
| 指定年月日 | 平成30年5月21日                  |
| 指定番号  | 第H2914号                     |

(平成30年5月21日掲示済)

**奈良市告示第322号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号及び第78条の11第2号の規定により公示します。

平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

| サービス種類    | 事業所番号      | 事業所所在地                 | 事業所名        | 法人所在地           | 法人名          | 法人番号          | 廃止年月日      |
|-----------|------------|------------------------|-------------|-----------------|--------------|---------------|------------|
| 地域密着型通所介護 | 2970106767 | 奈良市杉ヶ町33-3 ききょう杉ヶ町ビル1階 | 法蓮吉祥寺デイサービス | 奈良市富雄元町三丁目1-13  | 株式会社ききょう会    | 5150001009013 | 平成30年6月30日 |
| 訪問介護      | 2970107088 | 奈良市五条西一丁目36-16-103     | みぎわ訪問介護     | 奈良市学園南三丁目14番12号 | 特定非営利活動法人みぎわ | 7150005008554 | 平成30年5月31日 |

(平成30年5月21日揭示済)

**奈良市告示第323号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年5月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年5月21日揭示済)

**奈良市告示第324号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年5月22日

奈良市長 仲川元庸

| 指定日        | 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地        | 診療科目<br>(障害名)     |
|------------|-------|---------|-----------------|-------------------|
| 平成30年5月15日 | 押田 裕喜 | 市立奈良病院  | 奈良市東紀寺町一丁目50番1号 | 循環器内科<br>(心臓機能障害) |

(平成30年5月22日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第325号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年5月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年5月22日揭示済)

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項       | 変更前                                  | 変更後                                 |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 宮地 幸雄<br>奈良市西大寺<br>竜王町一丁目<br>4番44-3号 | 朝倉 美規夫<br>奈良市西大寺<br>竜王町一丁目<br>1番18号 |

2 変更の年月日

平成30年4月22日

(平成30年5月23日揭示済)

**奈良市告示第327号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条及び同法施行規則第63条に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止等届出書を下記のとおり受理したので、同法第69条の規定により告示します。

平成30年5月24日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第326号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月23日

| 廃止年月日      | 医療機関名                    | 開設者氏名                     | 所在地                  |
|------------|--------------------------|---------------------------|----------------------|
| 平成30年5月15日 | 一般社団法人奈良市薬剤師会<br>会営病院前薬局 | 一般社団法人奈良市薬剤師会<br>会長 秋本 行俊 | 奈良市平松一丁目<br>32番17-2号 |

(平成30年5月24日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月24日

**奈良市告示第328号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

奈良市長 仲川 元庸

| 医療機関の名称                | 医療機関の所在地                         | 指定年月日     |
|------------------------|----------------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション LIFE DESIGN | 奈良県奈良市杉ヶ町86番地の8<br>MiRA1BLDG.Ⅲ3F | 平成30年4月1日 |

(平成30年5月24日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月24日

**奈良市告示第329号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

奈良市長 仲川 元庸

| 指定施術者の氏名   |                                     | 施術の種類  | 指定年月日      |
|------------|-------------------------------------|--------|------------|
| 施術所の名称     | 施術所の所在地                             |        |            |
| 山地 亘       |                                     | はり・きゅう | 平成30年4月11日 |
| 大宮町整骨院・鍼灸院 | 奈良県奈良市大宮町四丁目303番地の1<br>パークテラス新大宮101 |        |            |

(平成30年5月24日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月24日

**奈良市告示第330号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

奈良市長 仲川 元庸

| 指定施術者の氏名 |                                | 施術の種類 | 指定年月日      |
|----------|--------------------------------|-------|------------|
| 施術所の名称   | 施術所の所在地                        |       |            |
| 稲石 互佑    |                                | 柔道整復  | 平成30年4月23日 |
| さほがわ整骨院  | 奈良県奈良市法蓮町559番地の1<br>エクレール一条105 |       |            |

(平成30年5月24日揭示済)

この告示は、平成30年5月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成30年5月24日揭示済)

**奈良市告示331号**

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月24日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「奈良市消防局情報救急室救急課」を「奈良市消防局災害対策室救急課」に改め、別表の3の表中「その他市長が指定する者」を

「奈良県産婦人科医会の代表者  
奈良県小児科医会の代表者  
奈良県特別支援学校長会の代表者  
その他市長が指定する者」に改める。

附 則

**奈良市告示第332号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年5月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成29年4月14日 奈良市指令整開 第16A-28号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年5月24日 第1632号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市法蓮町1514番18

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 奈良県奈良市法華寺町208番地の1  
 榎木 一浩  
 (平成30年5月24日揭示済)

**奈良市告示第333号**

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月25日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱（平成25年奈良市告示第112号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「奈良市市民活動部人権政策課」を「奈良市総務部法務ガバナンス課」に、

「奈良市福祉部福祉政策課  
 奈良市福祉部地域福祉課」を

「奈良市福祉部福祉政策課」に、

「奈良市保健所健康増進課

奈良市観光経済部産業振興課 を

奈良市消防局情報救急室救急課」

「奈良市消防局災害対策室救急課」に改める。

附 則

この告示は、平成30年5月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成30年5月25日揭示済)

**奈良市告示第334号**

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱（平成24年奈良市告示第292号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱

第1条中「奈良市雨水タンク設置補助金」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金」に改める。

第3条中「(以下「対象者」という。)」を削る。

第6条中「奈良市雨水タンク設置補助金交付申請書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付申請書」に改める。

第7条の見出し中「交付決定」を「交付決定等」に改め、同条中「奈良市雨水タンク設置補助金交付（不交付）決定通知書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付（不交付）決定通知書」に改める。

第8条中「奈良市雨水タンク設置補助金交付申請取下届出書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付申請取下届出書」に改める。

第9条中「申請者」の次に「(以下「対象者」という。)」を加え、「奈良市雨水タンク設置補助金交付請求書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付請求書」に改める。

第10条中「申請者」を「対象者」に改める。

第11条中「奈良市雨水タンク設置補助金返還命令書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金返還命令書」に改める。

別記第1号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金交付申請書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付申請書」に、「奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に、

「奈良市雨水タンク設置補助金」を

「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金」に

改める。

別記第2号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金交付（不交付）決定通知書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付（不交付）決定通知書」に、「奈良市雨水タンク設置補助金の」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金の」に、「奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に改める。

別記第3号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金交付申請取下届出書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付申請取下届出書」に、「奈良市雨水タンク設置補助金について」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金について」に、「奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に改める。

別記第4号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金交付請求書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付請求書」に、「奈良市雨水タンク設置補助金について、奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金について、奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に改める。

別記第5号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金返還命令書」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金返還命令書」に、「奈良市雨水タンク設置補助金の」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金の」に、「奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に改める。

別記第6号様式中「奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱」を「奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市健康エコハウス（雨水タンク）補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱別記第1号様式から第6号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成30年5月28日揭示済)

### 奈良市告示第335号

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 省エネルギーに資する設備の導入を支援することにより、温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進するため、予算の範囲内において奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること（窓断熱の設置のみを行う場合にあっては、イを除く。）。

ア 自ら所有し、自己の居住の用に供する市内に存する住宅（共同住宅を除く。以下「住宅」という。）の敷地内に次条に規定する補助対象設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する者

イ 建売住宅供給者等から補助対象設備が備え付けられた市内に存する住宅を購入し、当該住宅に居住する者

(2) 第6条の補助金の交付決定通知を受けた後に補助対象設備の設置等に着手し、又は補助対象設備が備え付けられた戸建住宅の引渡しを受ける者

(3) 補助金の交付申請を行う年度の2月末日までに、補助対象設備の設置又は補助対象設備が備え付けられた住宅の引渡し完了している者

(4) 市税の滞納がない者

(5) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）

）に該当しない者

(補助対象設備)

第3条 補助対象設備は、次に掲げるものとする。ただし、新たに設置するもので、未だ使用されていないものに限る。

(1) 家庭用燃料電池式コージェネレーション

(2) 家庭用リチウムイオン蓄電池

(3) 窓断熱

ア 複層ガラス

イ 内窓

(補助要件等)

第4条 補助対象設備ごとの補助要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の市長が定める期日までに、奈良市健康エコハウス補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の金額及び内訳が確認できる見積書等の写し

(2) 補助対象設備の型式・仕様等が確認できるカタログ、仕様書等

(3) 補助対象設備の設置前のカラー写真（窓断熱の申請をする場合に限り。）

(4) 補助対象設備の設置図

(5) 申請者を含む住宅の所有者全員の同意書（別記第2号様式）

(6) 住民票の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。ただし、新築で未居住の場合は、実績報告時に提出するものとする。）

(7) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第3号様式）（住宅の所有者が複数存在する場合は、住宅の所有者全員のもの）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を、補助対象設備を販売する者等に委任することができる。この場合において、申請者は、同項の申請書に添えて奈良市健康エコハウス補助金に関する委任届（別記第4号様式）を提出するものとする。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、奈良市健康エコハウス補助金交付（不交付）決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条の規定による健康エコハウス補助金の交付申請を取り下げようとするときは、奈良市健康エコハウス補助金交付申請取下届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定後の変更)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、申請した内容について変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて奈良市健康エコハウス補助金変更承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、補助対象設備の設置又は補助対象設備が備え付けられた住宅の引渡し完了したときは、市長が定める期日までに奈良市健康エコハウス補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(分割払の場合は、支払明細等契約が成立したことがわかるもの)の写し
- (2) 補助対象設備の設置後のカラー写真で、設備等の全体を把握できるもの
- (3) 住民票の写し(3箇月以内に発行されたものに限る。)(申請時に提出していない場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告については、第5条第2項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認められる場合は、補助金の額を確定し、奈良市健康エコハウス補助金確定通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、第10条の補助金の額の確定の後、市長が定める期日までに奈良市健康エコハウス補助金交付請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

別表(第4条関係)

- (1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、奈良市健康エコハウス補助金返還命令書(別記第11号様式)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(管理及び処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間が経過するまで適正に管理し、使用しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から5年を経過する前において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記第12号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) アンケート及び調査への回答
- (2) 本市及び本市が関与する団体等が実施し、又は実施を予定する環境又はエネルギーに関する事業に係る情報の受領
- (3) 本市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加
- (4) その他市長が必要と認める事項

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、当該補助対象設備等に係る書類を、設置した年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月28日から施行する。

| 補助対象設備                 | 補助要件  | 補助対象経費                            | 補助金額   |
|------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 家庭用燃料電池式<br>コージェネレーション | ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会が交付する補助金の補助対象システムとして指定されている機器であること。<br>イ 停電時自立運転機能を有する設備であること。  | 補助対象設備本体及び設置に係る費用(消費税及び地方消費税を含む。) | 70,000円を上限とし、補助対象経費に相当する額  |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池          | ア リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。<br>イ 日本工業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているものであること。<br>ウ 蓄電容量が1.0キロワット時以上であること。 | 補助対象設備本体及び設置に係る費用(消費税及び地方消費税を含む。) | 80,000円を上限とし、補助対象経費に相当する額と蓄電容量(キロワット時表示で、小数点以下第2位以下の端数を切り捨てる)に、20,000円を乗じて得た額を比較して少ない方の額 |

|     |  |  |                            |
|-----|--|--|----------------------------|
| 窓断熱 | <p>ア 施工業者に発注して行う住宅の居室の窓の断熱改修で、複層ガラス（複数の板ガラスの間に密封した窓ガラスであって、断熱に効果的なものをいう。）への交換又は内窓の新設（既存窓の内側に、新たに窓を新設するものをいう。）であること。</p> <p>イ 補助対象経費が200,000円以上であること。</p> <p>ウ 新築住宅における工事及び増築でないこと。</p> | 補助対象設備本体費、材料費、施工にかかる労務費及び諸経費を合計した額（消費税及び地方消費税を含む。） | 100,000円を上限とし、補助対象経費に相当する額 |
|-----|--|--|----------------------------|

備考

- 補助金額の欄における補助金額の算出に当たっては、国、県、市等から補助対象設備について補助金、助成金等の交付を受けようとし、又は受けた場合は、当該補助金、助成金による補助金額を、この要綱に基づく補助金の補助対象経費から減じるものとする。
- 補助金の交付は、同一の住宅において、各補助対象設備につき1回限りとする。
- 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別記

第1号様式（第5条関係）

奈良市健康エコハウス補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所又は所在地  
ふりがな  
氏名

㊞

奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| 補助年度                              | 年度   | 補助金の名称              | 奈良市健康エコハウス補助金            |
|-----------------------------------|--|---------------------|--------------------------|
| 補助対象設備設置場所                        |  | 〒 奈良市               |                          |
| 導入する補助対象設備の種類<br>(導入するものにレ)       |  | 補助対象経費<br>(消費税を含む。) | 補助対象設備別補助金額<br>(千円未満切捨て) |
| <input type="checkbox"/>          | 燃料電池式コージェネレーション  | 円                   | 円                        |
| <input type="checkbox"/>          | 家庭用リチウムイオン蓄電池  | 円                   | 円                        |
| <input type="checkbox"/>          | 窓断熱  | 円                   | 円                        |
| 補助金交付申請金額<br>(導入する補助対象設備別補助金額の合計) |  | 円                   |                          |
| 完了予定年月日                           |  |                     |                          |
| 添付書類                              | (1) 補助対象経費の金額及び内訳が確認できる見積書等の写し<br>(2) 補助対象設備の型式・仕様等が確認できるカタログ、仕様書等 |                     |                          |

第2号様式（第5条関係）

|          |  |
|----------|--|
|          | (3) 補助対象設備の設置前のカラー写真（窓断熱の申請をする場合に限る。）<br>(4) 補助対象設備の設置図<br>(5) 申請者を含む住宅の所有者全員の同意書（別記第2号様式）<br>(6) 住民票の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。ただし、新築で未居住の場合は実績報告時に提出するものとする。）<br>(7) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第3号様式）（住宅の所有者が複数存在する場合は、住宅の所有者全員のもの）<br>(8) その他市長が必要と認める書類 |
| ※主務課長の意見 |  |

注 ※印の欄は記入しないこと。

導入する補助対象設備に関する事項

|                       |           |     |  |       |
|-----------------------|-----------|-----|--|-------|
| 燃料電池式コージェネレーションに関する事項 | 製品名       |     |  |       |
|                       | 製造会社      |     |  |       |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池に関する事項   | 発電出力      | kW  |  |       |
|                       | 購入予定日     |     |  | 工事予定日 |
|                       | 製品名       |     |  |       |
|                       | 製造会社      |     |  |       |
| 窓断熱に関する事項             | 蓄電容量      | kWh |  |       |
|                       | 購入予定日     |     |  | 工事予定日 |
|                       | 複層ガラスへの交換 | 箇所  |  |       |
|                       | 内窓の新設     | 箇所  |  |       |
|                       | 購入予定日     |     |  | 工事予定日 |

年 月 日

(宛先) 奈良市長

設置同意者  
住所  
ふりがな  
氏名  
電話番号

㊞

同意書

奈良市健康エコハウス補助金の交付に係る次の建物は、私の所有に係るものですが、補助金交付申請者が、適正な管理を果たすことを条件に、機器等設置工事を行うことに同意します。

|             |   |
|-------------|---|
| 機器等の設置場所    | 〒 |
| 補助金交付申請者の住所 | 〒 |
| 補助金交付申請者名   |   |



第3号様式 (第5条関係)

市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書

奈良市健康エコハウス補助金の交付に係る申請に当たり、私の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市健康エコハウス補助金交付申請書に記載された者及び当該住宅の所有者が、暴力団員等であるか否かの確認について、奈良県警察本部及び奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日  
年 月 日

第4号様式 (第5条関係)

奈良市健康エコハウス補助金に関する委任届

(宛先) 奈良市長

届出者  
住所又は所在地  
氏名

私は、次の者に奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第5条第2項の規定により、奈良市健康エコハウス補助金に関する権限を委任したので届け出ます。

|        |   |
|--------|---|
| 委任事項   | <input type="checkbox"/> 補助金の交付申請に関する権限 |
|        | <input type="checkbox"/> 補助金の実績報告に関する権限 |
| 住所     | 〒                                       |
| 会社名    | 代表者印                                    |
| 代表者名   |   |
| 電話番号   |   |
| 営業所名   |   |
| 担当者    |   |
| 電話番号   |   |
| FAX 番号 |   |
| 営業日    |   |
| 休業日    |   |

代理人

第5号様式（第6条関係）

奈良市健康エコハウス補助金交付（不交付）決定通知書

奈良市指令第 号

申請者  
住所又は所在地  
氏名

様

年 月 日付けで申請のあった奈良市健康エコハウス補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 決定内容   | 交付・不交付 |        |
|        | 年度     | 補助金の名称 |
| 交付決定金額 | 円      |        |
| 交付条件   |        |        |
| 不交付の理由 |        |        |

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができません。

第6号様式（第7条関係）

奈良市健康エコハウス補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者  
住所又は所在地  
ふりがな  
氏名

印

奈良市健康エコハウス補助金について、交付申請を取り下げたいので、奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

|       |       |        |               |
|-------|-------|--------|---------------|
| 指令年月日 | 年 月 日 | 指令番号   | 奈良市指令第 号      |
| 補助年度  | 年度    | 補助金の名称 | 奈良市健康エコハウス補助金 |

第8号様式 (第9条関係)

奈良市健康エコハウス補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所  
ふりがな  
氏名

㊤

奈良市健康エコハウス (家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱) 補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

|                             |                 |                     |                          |
|-----------------------------|-----------------|---------------------|--------------------------|
| 指 令 年 月 日                   | 年 月 日           | 指 令 番 号             | 奈良市指令 第 号                |
| 補 助 年 度                     | 年 度             | 補助金の名称              | 奈良市健康エコハウス補助金            |
| 補助対象設備の導入完了年月日              |                 | 年 月 日               |                          |
| 補助対象設備設置場所<br>〒<br>奈良市      |                 |                     |                          |
| 導入した補助対象設備の種類<br>(導入したものにレ) |                 | 補助対象経費<br>(消費税を含む。) | 補助対象設備別補助金額<br>(千円未満切捨て) |
| <input type="checkbox"/>    | 燃料電池式コージェネレーション | 円                   | 円                        |
| <input type="checkbox"/>    | 家庭用リチウムイオン蓄電池   | 円                   | 円                        |
| <input type="checkbox"/>    | 窓断熱             | 円                   | 円                        |
| 補助金交付申請金額                   |                 | 円                   |                          |
| 導入した補助対象設備別補助金額の合計          |                 | 円                   |                          |

第7号様式 (第8条関係)

奈良市健康エコハウス補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名

㊤

奈良市健康エコハウス (家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱) 補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

|             |       |            |               |
|-------------|-------|------------|---------------|
| 指 令 年 月 日   | 年 月 日 | 指 令 番 号    | 奈良市指令 第 号     |
| 補 助 年 度     | 年 度   | 補助金の名称     | 奈良市健康エコハウス補助金 |
| 変 更 の 内 容   |       |            |               |
| 変 更 の 理 由   |       |            |               |
| 変 更 の 年 月 日 |       | 年 月 日 (予定) |               |
| 添 付 書 類     |       |            |               |

第9号様式 (第10条関係)

奈良市健康エコハウス補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

申請者  
住所  
氏名

様

奈良市長



|                     |  |
|---------------------|--|
| 添付書類                | (1) 領収書 (分割払の場合は、支払明細等契約が成立したことがわかるもの) の写し<br>(2) 補助対象設備の設置後のカラー写真で、設備等の全体を把握できるもの<br>(3) 住民票の写し (3箇月以内に発行されたもの。申請時に提出していない場合に限り)。<br>(4) その他市長が必要と認める書類 |
| ※報告事項審査結果<br>(主務課長) |  |

注 ※印の欄は記入しないこと。

年月日付で実績報告のあった補助対象設備の導入については、次のとおり補助金の額を確定したので奈良市健康エコハウス (家庭用燃料電池式エコエネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱) 補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

|            |       |        |               |
|------------|-------|--------|---------------|
| 指令年月日      | 年 月 日 | 指令番号   | 奈良市指令 第 号     |
| 補助年度       | 年度    | 補助金の名称 | 奈良市健康エコハウス補助金 |
| 補助金の交付決定金額 |       |        | 円             |
| 補助対象経費     |       |        | 円             |
| 補助金の交付確定金額 |       |        | 円             |

第10号様式 (第11条関係)

奈良市健康エコハウス補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者  
住所  
ふりがな  
氏名

㊞

奈良市健康エコハウス補助金について、奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池式コー  
ジェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第11条の規定  
により請求します。

|            |       |         |               |
|------------|-------|---------|---------------|
| 指令年月日      | 年 月 日 | 指 令 番 号 | 奈良市指令 第 号     |
| 補助年度       | 年度    | 補助金の名称  | 奈良市健康エコハウス補助金 |
| 補助金の交付決定金額 |       |         | 円             |
| 補助金の交付確定金額 |       |         | 円             |
| 交付請求金額     |       |         | 円             |

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

|      |              |      |
|------|--------------|------|
| 金融機関 | 預金種別         | 口座番号 |
| 銀行   | 普通(総合)<br>当座 |      |
| 農協   | 店番           | フリガナ |
| 信金   | 口座名義人        |      |

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

第11号様式 (第13条関係)

奈良市健康エコハウス補助金返還命令書

奈良市達 第 号

申請者  
住所  
氏名

様

奈良市健康エコハウス補助金の交付について、奈良市健康エコハウス（家庭用燃料電池  
式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱）補助金交付要綱第13条  
の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長

㊞

|                      |       |         |               |  |   |
|----------------------|-------|---------|---------------|--|---|
| 返還金額                 |       |         |               |  | 円 |
| 返還期限                 |       | 年 月 日   |               |  |   |
| 返還理由                 |       |         |               |  |   |
| 返還方法                 |       |         |               |  |   |
| 指令年月日                | 年 月 日 | 指 令 番 号 | 奈良市指令 第 号     |  |   |
| 補助年度                 | 年度    | 補助金の名称  | 奈良市健康エコハウス補助金 |  |   |
| 補助金の交付決定金額           |       |         |               |  | 円 |
| 補助金の既交付金額及び<br>交付年月日 |       |         |               |  |   |
| 補助金の交付確定金額           |       |         |               |  | 円 |

第12号様式(第14条関係)

財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
ふりがな  
氏名

㊦

奈良市健康エコハウス(家庭用燃料電池式コージェネレーション・家庭用リチウムイオン蓄電池・窓断熱)補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

|           |   |         |     |
|-----------|---|---------|-----|
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日   | 指 令 番 号 | 第 号 |
| 処 分 の 方 法 | 該当する項目を○で囲んで下さい。<br>売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄<br>その他( ) |         |     |
| 処 分 の 時 期 | ( 年 月 日から 年 月 日まで)                              |         |     |
| 処 分 の 理 由 |   |         |     |
| 処 分 の 条 件 |   |         |     |

(平成30年5月28日揭示済)

奈良市告示第336号

平成29年度固定資産税3期分、平成29年度固定資産税4期分、平成29年度市県民税(普通徴収)4期分、平成29年度市県民税(普通徴収)随1期分、平成29年度市県民税(特別徴収)12月分、平成29年度市県民税(特別徴収)1月分、平成29年度市県民税(特別徴収)2月分、平成29年度市県民税(特別徴収)3月分及び平成29年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の

1. この督促状の発送年月日及び納期限

| 調定年度及び税目       | 期 別 | 発送年月日       | 納期限         |
|----------------|-----|-------------|-------------|
| 平成29年度固定資産税    | 3期  | 平成29年12月20日 | 平成29年11月30日 |
| 平成29年度固定資産税    | 4期  | 平成30年3月20日  | 平成30年2月28日  |
| 平成29年度市県民税(普徴) | 4期  | 平成30年2月20日  | 平成30年1月31日  |
| 平成29年度市県民税(普徴) | 随1期 | 平成30年2月20日  | 平成30年1月31日  |
| 平成29年度市県民税(普徴) | 随1期 | 平成30年4月20日  | 平成30年3月30日  |
| 平成29年度市県民税(特徴) | 12月 | 平成30年1月31日  | 平成30年1月10日  |
| 平成29年度市県民税(特徴) | 1月  | 平成30年2月28日  | 平成30年2月13日  |
| 平成29年度市県民税(特徴) | 2月  | 平成30年3月30日  | 平成30年3月12日  |
| 平成29年度市県民税(特徴) | 3月  | 平成30年4月27日  | 平成30年4月10日  |
| 平成29年度軽自動車税    | 全期  | 平成29年6月20日  | 平成29年5月31日  |
| 平成29年度軽自動車税    | 全期  | 平成29年9月20日  | 平成29年8月1日   |
| 平成29年度軽自動車税    | 全期  | 平成30年3月20日  | 平成30年2月28日  |

2 この公示送達により変更した後の差押可能日  
平成30年6月8日

住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年5月28日

奈良市長 仲川元庸

3 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

別紙省略

(平成30年5月28日揭示済)

**奈良市告示第337号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年7月24日 奈良市指令整開 第17A-13号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年5月29日 第1633号  
公共施設 平成30年5月29日 第789号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市奈良市百楽園一丁目2909番122及び2909番123
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区北浜三丁目5番22号  
オリックス淀屋橋ビル3階  
キーノート株式会社 大阪支店  
代表取締役 楠本 利徳
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市奈良市百楽園一丁目2909番122及び2909番123の一部

(平成30年5月29日揭示済)

**奈良市告示第338号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定された道路（昭和63年奈良市告示第63号 指定番号第6211号）を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 申請者住所     | 奈良市二条大路南一丁目1番1号 |
| 申請者氏名     | 奈良市長 仲川 元庸      |
| 廃止する道路の位置 | 奈良市大森西町167番6    |
| 廃止する道路の幅員 | 最大5.00m 最小5.00m |
| 廃止する道路の延長 | 34.9m           |
| 廃止年月日     | 平成30年5月29日      |
| 廃止番号      | 第H3004号         |

(平成30年5月29日揭示済)

**奈良市告示第339号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年5月29日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成30年5月29日揭示済)

**奈良市告示第340号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条及び同法施行規則第63条に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止等届出書を下記のとおり受理したので、同法第69条の規定により告示します。

平成30年5月30日

奈良市長 仲川 元庸

| 廃止年月日      | 医療機関名              | 開設者氏名                         | 所在地             |
|------------|--------------------|-------------------------------|-----------------|
| 平成30年4月30日 | ファーマシー木のうた薬局<br>本店 | 株式会社ファーマシー木のうた<br>代表取締役 小林 元樹 | 奈良市三条町<br>472番地 |

(平成30年5月30日揭示済)

**奈良市告示第341号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

- 平成30年5月31日  
奈良市長 仲川 元庸
- 1 許可の年月日及び番号  
平成29年11月22日 奈良市指令整開 第17A-36号  
平成30年5月22日 奈良市指令整開 第17A-36-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年5月31日 第1634号

- 公共施設 平成30年5月31日 第790号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部 (A工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市平松五丁目30番3-1号  
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部
- (2) 下水道  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部
- (3) 調整池  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部
- (4) 防火水槽  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部
- (5) 管路敷地  
奈良市学園大和町五丁目709番50の一部  
(平成30年5月31日揭示済)

**訓 令 甲**

**奈良市訓令甲第4号**

庁内一般  
関係各所

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市環境調整会議設置規程の一部を改正する訓令  
奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育長 統括官」を「教育長」に改める。

別表第2中「財政課長」を「財政課長 資産経営課長」に、「水道計画管理課長」を「水道計画管理課長 下水道計画管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年5月28日から施行する。

(平成30年5月28日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第7号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成30年5月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 八 尾 俊 宏  
同 松 石 聖 一  
奈 政 行 第 3 号

平成30年5月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 八 尾 俊 宏 様  
同 松 石 聖 一 様  
奈良市長 仲川 元庸  
包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

Ⅱ. 公営住宅に関する収入支出について

7. 退去手続の適切性について

(3) 監査の結果

②原状回復に係る費用請求を速やかに行うべきである(住宅課)

【監査結果】

退去の際は管理係の事務員が1名または2名で立会い、通常の使用を超えるような使用による損耗等は入居者が修繕完了させ、家具及び家電も搬出してから退去を認めているとのことである。しかし、これらの手続は特に明文化されていない。いずれの原因により、どのような箇所を入居者が修繕したのかについて記録した資料がないため、住宅課の意思決定過程が事後的に確認できないのが現状である。また、専門的な判断は技術員に委ねているが、技術員が関わるのは次回入居募集を行うための空家補修のときである。仮に、通常の使用を超えるような使用による損耗等が発見されたとしても、既に退去から数か月以上経過しているのが常態であるため請求することができていない。(以上、図7-2及び図7-3参照) 結局、入居者が負担すべきであった大部分の修繕費用は市が負担していると考えられる(「Ⅳ. 公営住宅の維持管理について3. 維持修繕の適切性について」を参照)。以上を鑑みると、本来は、入居前の住居の状態を示した以下のようなチェックリストを作成し、それを住宅課及び入居者双方で確認のうえ入居させ、退去時は当該チェックリストをもとに検査し、住宅課課長の承認を経るべきである。何らかの理由により入居者が立ち会わなかった場合でも、住宅課はチェックを実施したうえで承認を経るべきである。立会いは技術員も同行することが望ましいが、同行できなくとも退去日に費用負担を確定する必要はなく、事務員による判断が困難なものは退去日の住居の写真を撮り、いったん持ち帰って技術員と検討のうえ、後日知らせるという方法によることも検討すべきである。また、当該チェックリストは空家補修の際に活用できるように作成すべきである。

【措置の内容】



退去の際は、従来どおり住宅課の事務職員である管理係のみで立会い検査を行っています。そのため、原状回復に係る費用負担の額についてはその場で確定することは困難ですが、退去後速やかに技術職員により金額を確定し、住宅課長の承認を経てその費用を敷金から差し引くなど原因者負担を徹底するよう、平成26年度から事務の改善を行いました。

また、これまで行っていた空家補修工事担当の営繕係による竣工検査及び入居者による初期状態の点検のほか、管理係においても入居前の住宅の状態をチェックし、損耗があれば、入居募集時に写真を公開するようにしました。

チェックリストについては、入居前に入居者立会いのもと確認を行ったとしても、限られた時間では隠れた瑕疵までチェックするのは困難なことなど実効性に乏しいため、作成はしませんが、入居者に対して、入居時に室内点検を行い、万一、破損及び故障箇所があれば直ちに連絡するよう通知するようにしました。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V. 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(2) 公有財産台帳の管理手続

① 公有財産台帳の記載誤り・記載漏れ

(資産経営課)

【監査結果】

今回の調査では、公有財産台帳に関して地番、名称等の記載誤り及び実在する財産の記載漏れが散見された。原因としては、所管課から管財課への報告誤り及び報告漏れ、管財課の入力誤り及び入力漏れ等が考えられる。

公有財産規則第13条において、部長は、所管する公有財産の維持、保存及び運用について、常にその状況を把握するとともに、公有財産が台帳及び附属の図面と符合するように注意しなければならないとされている。また、公有財産規則第43条において、総務部長は、公有財産台帳を調整するとともに、異動の都度補正し、常に公有財産の状況を明らかにしなければならない（第1項）、部長は、その所管に属する公有財産について、異動の都度補正しておかなければならないとされている（第2項）。

今回の調査で判明した記載誤り・記載漏れを修正するとともに、他にも記載誤り・記載漏れがないかを管財課及び所管課で調査し、台帳の正確性及び網羅性について検証されたい。なお、公有財産台帳の検証は、担当者ごとのレベルを均一化するためにチェックリストにより行われたい。

【措置の内容】

平成25年度において、公有財産台帳の内容と、奈良市資産税課の土地データ、登記簿等との突合せを行い、台帳の精緻化を図り、調査で判明した記載誤り・記載漏れ等を修正しました。また、平成27年度の新公有財産システム導入時においてもデータの精緻化を図りました。

新公有財産システム導入に合わせて、平成28年度にシス

テムの入力マニュアルを作成し、誤入力等を未然に防げるように対策しました。

また、新システムでは所管課からの報告誤りや記載漏れの防止を徹底するため、各課でシステム入力後、内容を再確認した上で決裁をとって仮登録し、資産経営課で各課から提出された書類をもとに再度内容確認した上で決裁後に本登録を行い、二重の決裁体制で入力するようにしました。また、企業局に係る財産については全件確認し削除しました。

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

㊦ 仮称文化情報芸術館

(文化振興課・資産経営課)

【監査結果】

情報館の建設が当初の予定通り進まないと判明した段階で、よりよい利活用を検討するためには、全庁的な検討課題資産として把握されることが望ましい。当初の予定通りの利用目的を一旦は喪失したわけであるから、行政財産の用途廃止を行い、管財課への所管換えを行うべきである。

【措置の内容】

行政財産の用途廃止を行い、平成29年7月18日にインターネット公有財産売却の入札を行った結果、平成29年9月7日に落札業者と契約を締結しました。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

32. 老人憩の家

(6) 監査の結果及び意見

・選定委員について

(長寿福祉課)

【監査結果】

老人憩の家及び田原老人軽作業場の現指定管理期間に係る指定管理者選定委員会の委員の中に奈良市万年青年クラブ連合会会長が選定されていた。連合会は連合会地区団体の上位団体であるため、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」(4)委員の欠格事由の一つである「指定管理者の指定を申請する団体と特別の関係にある者」に該当する。

非公募とはいえ、公正な委員会を開催するという趣旨からも、委員の選定について、チェック体制を再検討すべきである。

【措置の内容】

委員の選定においては、「奈良市指定管理者選定委員会の委員の委嘱及び任命の基準」を添付することで確認を徹底しました。平成29年度の指定管理者選定委員会では、任命の基準に基づき、委員として市自治連合会会長、公認会計士、大学教授及び市職員2名を選定しました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入など

の公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

10. 都市整備部

(1) 公園緑地課

・業務完了届の不備と検査もれについて（旭水公園他清掃業務委託）

（公園緑地課）

【監査結果】

契約書上、奈良市手をつなぐ親の会は委託業務の完了の都度、業務完了届を提出することになっている。しかし、旭水公園の業務完了届として公園緑地課が提出を受けているのは公園清掃業務、池清掃業務、トイレ清掃業務であり、その他の業務（※）については業務完了届の提出を受けていない。

（※提出の無い業務…除草、樹木管理（高木）、樹木管理（芝）、ゴミ収集（ゴミ箱））

また、仕様書上、奈良市手をつなぐ親の会は作業完了時の報告とともに現場写真を提出することになっているが、調査の結果、写真の提出がある日とない日があり、報告事項がないから写真の提出がないのか、単に提出が漏れているのかが不明である。

契約や仕様として定めた完了報告が不十分でありながら支出がされていることは、給付の完了を確認するための検査（地方自治法234条の2、同施行令167条の15）が適正に行われなかった証左であり、法令に抵触しているおそれがある。

契約等で決めたことは遵守しなければならない。また、遵守できない事項を決めても無意味であるから業務完了の確認方法については、その実効性について十分に検討する必要がある。業務内容に応じて報告事項を明確にするとともに、現場写真等の提出についてもその基準を仕様書等で明確にしておく必要がある。同時に、受託者からの一方的な報告に頼るだけでなく、委託者として能動的なチェックについても検討試行されたい。

【措置の内容】

業務についての見直しを行い、平成27年度から除草・樹木管理（高木）・樹木管理（芝）につきましては業務より削除いたしました。完了報告における写真提出については、作業を実施しているものの写真提出が不足している部分があるため、平成27年度から改めて全作業実施分の写真を提出するよう指導しました。完了報告における写真の提出については、平成29年度から作業を実施している全ての日において提出があり、全作業分の写真を確認しました。委託者として能動的なチェックについては、平成30年度からチェック体制を整えるよう調整を行いました。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

II. 総論

3. 個別監査を踏まえた全体的概観と意見

① 環境部のみでは管理できていない現実に対して

（法務ガバナンス課・環境部関係課）

【監査結果】

廃棄物等の収集等に携わる現業職は、3人前後のチームを基礎単位として体を酷使する肉体労働が中心なので、現場ではチーム間の負担平等とノルマ制が非常に重視されている。自治的な集団として自律を重んじ、外部に対しても集団として要求する。部課長等の管理職は集団外の少数者であり、最終的な人事権を持たず、現場の反発を受けて収集等が滞れば責めを問われるという恐れがあるから、現場迎合とならざるを得ない面がある。

このような構造的要因の中で、管理職個々人の意識と力量の限界もあり、なかなか改善は進んでいない。外部の各種委員会等による提言も大半は実行に移されておらず、長期病欠や時間外勤務が恒常的に継続している。

現状のまま環境部任せ、現場の管理職任せにしても改善は期待できない。環境部を超えた市としての組織的な体制・仕組みを整備して、現場に近い管理職が具体的に指示し考課できる道筋をつけ、その結果を管理職個人のみには負わせない、市全体で支えるという姿勢を明らかに示すことが必要である。

これは正に、奈良市行政全体のガバナンスをいかに有効に機能させるかという問題である。奈良市行財政改革実施計画（平成23年度から平成27年度まで）においては、チェック機能の不全、制度の硬直化などのリスクがないかを検証し、内部統制システムによるガバナンスを強化することにより、それらリスクの事前回避または低減を図り、「市民に信頼される市役所の実現」を図るとされている。まずは、市長及び各部局長らトップによるガバナンス確立に向けた強いメッセージの継続的な発信が必要である。同時に、管理職が強い姿勢を示し、各職員が倫理観と当事者意識を持ち、全庁一丸となって組織的にPDCAサイクルを循環させるメカニズムを機能させ、市民から信頼される市役所へと変革していく必要がある。

【措置の内容】

平成28年10月に、環境部における一般廃棄物処理体制の最適化を検討する体制をとるとともに、環境部はもとより総合政策部や総務部も加えた組織横断的なプロジェクトチームを設置しました。個別の取組においても必要に応じて総務部や総合政策部等が連携して対応することとしました。そのほか、公正かつ毅然とした強い態度を示し、コンプライアンスの徹底を推進するため、奈良県警OBを環境部内に配属しました。

また、内部統制を充実・強化するため、各所属の管理職が中心となって、普段からPDCAサイクルを意識したリスクマネジメントを徹底しました。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

III. 補助金等に関する個別結果及び意見

15. リサイクル推進課

(1) 生ごみ処理機器購入助成金

③ 監査結果

・助成金請求書類の確認について  
(リサイクル推進課)

【監査結果】

助成金交付の対象となる生ごみ処理機器取扱指定店から、請求書と助成金交付券を受領し、指定店に助成金を交付しているが、レジデータ(レシート)もしくは領収書控まで入手していない。

助成金交付券には、購入者の住所の記入及び押印がなされているが、現状では、販売の事実までを確認できず指定店と申請者の共謀により助成金が不正に受領されるというリスクが低減できていない。

自治体によっては、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後に、領収書とともに申請書を提出させ、確認のうえ購入者に助成金を交付するという仕組みを採用している。

本助成金制度は、市民の生ごみ処理機器購入に関する助成金の交付であるため、指定店から助成金交付券の他に、レジデータの提出を求める、または、購入者より領収書の提出を求める等、市民の購入の事実を確実に確認できるような仕組みを採用する必要がある。

【措置の内容】

平成29年3月31日付けで奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正し、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後の領収書とともに申請書を提出させ、写真添付による設置確認の上、助成金を交付することで、購入の事実を確認するようにしました。

20. 農林課

(2) 鹿害防止対策事業補助金

③ 監査結果

・鹿害阻止農家組合巡視相談料の受領について  
(農林課)

【監査結果】

当組合は巡視相談料として、調査員である組合員に対して1名当たり30千円を支払っている。当支払にあたり、調査員である組合員から鹿害阻止農家組合巡視相談料支払名簿に受領印を貰っているが、2名の組合員については、組合長が代理受領したうえ、署名していた。

巡視相談料支払名簿の受領印は調査員である組合員が巡視相談料を受け取ったことを証明する重要な書類である。また、代理受領された場合、2名の組合員が最終的に巡視相談料を受け取っているか明確にはならない。調査員である組合員が受け取ったことを明確にするためにも、調査員である組合員が直接受領し、押印するとともに、代理受領は控えるべきである。

【措置の内容】

平成28年度申請分から鹿害阻止農家組合長及び事務局長に対し、今後は調査員に直接相談料を渡し、本人から押印してもらうよう指導し確認しました。

奈市議第870号

平成30年3月7日

奈良市監査委員 東口喜代一様  
同 中本勝様  
同 八尾俊宏様  
同 松石聖一様

奈良市会議長 北良晃

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について  
Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

24. 議会総務課

(1) 政務活動費

②監査結果

・市内交通費の支出について

【監査結果】

市内交通費については、ガソリン代の1/4を政務活動費として認めると規定されている。一方で市外交通費については、距離(キロメートル)単価20円で計算すると手引において規定されている。

今回調査閲覧した中で、距離(キロメートル)単価20円で市外交通費を計上している視察日当日に給油したガソリン代について、市内交通費の計算上控除せず、月間分の総給油額に含めてその1/4を市内交通費として計上しているケースがあった。結果、ガソリン代が二重払いされている可能性が否めない。

このような二重払いの疑いが生じないよう、厳密な運用及び確認が求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成29年4月5日に議員へ周知し、疑義が生じた件について議員に確認し、同日に是正済です。また、事務局での確認体制も強化しました。

・宿泊費に関する領収書について

【監査結果】

現在、手引では、「一泊上限15,500円(実費弁償、朝夕食代含む)」とされているだけで、領収書等の記載要件までは求められていない。

今回閲覧した宿泊費に関する領収書の中に、市内の旅行会社が手配した上限額どおりの領収書が散見された。それらの領収書ではどこに泊まったか不明な上、宿泊日さえ不明なものもあった。

政務活動に係る経費支出、さらに実費弁償という要素も勘案すれば、当該政務活動との関連性と実費の具体的内容

が、事後検証しうる程度に明らかにされた形で領収書等の証拠書類により提出されることが必要であると思料する。民間企業等の経費精算においては出張等に係る経路や使用交通機関、宿泊施設名を記載して一連の旅程と宿泊の連続性と関係性を明らかにして精算が行われるのが一般であり、政務活動費としての支出に同等以上の透明性と説明責任が求められることは論を俟たないであろう。

宿泊に係る領収書には、宿泊日と宿泊施設名の記載が求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成29年4月5日に議員へ周知し、同月1日分から宿泊に関する領収書には宿泊日及び宿泊施設名の記載を求めています。

・人件費の支出について

【監査結果】

人件費の支出については、手引により「毎月の給与支払が客観的（口座振替等）に確認できることとする」、「3親等以内の親族は雇用対象外とする」と規定されている。

平成27年度に人件費を政務活動費として計上している議員は3名であったが、全て現金の手渡しとして、被雇用者からの領収書が証拠書類として提出されている。また、議会事務局においては、被雇用者の名前等から3親等以内でないことを確認し場合に応じて質問するとのことであるが、3親等以内の親族ではないことの確認は文書上特に行われていない。

条例において「領収書等の証拠書類」としているところ、議員自ら取り決めた手引においてわざわざ「客観的（口座振替等）に確認できること」としているのは、人件費であるが故に、金融機関口座等を通じた記録による事後確認を客観視かつ容易ならしめて疑問の余地が生じないように格段の配慮を要請しているものと理解される。支払手数料を要するとしても、現金手渡しではなく、金融機関口座を通じた支払いを励行すべきである。

また、雇用対象者が議員と3親等以内の親族ではないことについては、議員本人からの確認を文書でとってことが求められる。

【措置の内容】

監査結果の配布とともに適正運用について、平成29年4月5日に議員へ周知し、同月1日分から雇用対象者が親族ではない旨の確認文書の提出と人件費の支給の口座振替を励行しています。

(平成30年5月31日掲示済)

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝

同 八尾俊宏  
同 松石聖一

教職員課

監査結果公表日 平成28年12月27日  
(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成30年5月14日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】                                     |
|--|---|
| 切手類受払簿と切手等を照合したところ、郵便葉書が現存しているものの、切手類受払簿にその内容を記載していなかった。郵便葉書は金銭等価物であるため、購入の事実に基づき切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。 | 平成29年度から、葉書受払簿を作成し、受入記載をしました。今後は適正な管理を行います。 |

東人権文化センター

監査結果公表日 平成30年1月19日  
(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成30年5月24日

| 【監査の結果】   | 【措置の内容】   |
|---|---|
| (1) 機械警備業務委託（予定価格20万円以上）において、「当センターの構造の性質上有益である。」との理由で、相手方が特定されるものとして、見積書を1人の者からしか徴収していなかった。<br>しかし、相手方が特定される理由には該当しないため、奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴収されたい。                           | (1) 当契約において、平成29年度に契約している業者を含め2者から参考見積りを徴収したところ、平成29年度に契約している業者の見積額が新規設置にかかる費用を抑えることができ、他者に比べて価格が大幅に低かった。奈良市契約規則第18条の2第1項第3号の規定に基づき、昨年度契約していた業者と契約することが有利であると認め、平成30年4月1日に契約を行いました。 |
| (2) 公用車リース契約（予定価格20万円以上）において、「契約金額等を見直し、車両状態が良好であるため、引き続き再リースしようとする。」との理由で、同一業者と随意契約を繰り返していた。<br>しかし、添付されている関係資料からは、車両状態が良好であることや経済効果は認められないため、再リースする場合には、車両状態や経済効果を総合的・客観的に判断できる根拠資料を整えられたい。 | (2) 当契約において、車両状態が良好で経済効果が認められると総合的・客観的に判断できる根拠資料を整え、平成30年4月1日に再リース契約を行いました。   |

土木管理課

監査結果公表日 平成28年3月28日  
(奈良市監査委員告示第5号)  
措置結果通知日 平成30年5月29日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】   |
|--|---|
| (3) 西大寺南町排水ポンプ場運転管理業務委託を契約する際に、奈良市契約規則第18条の2第1項に定める2人以上の者からの見積書をしていなかった。当該委託契約は、同項ただし書きに定める事項に該当しないので、2人以上の者からの見積書を徴収されたい。 | (3) 西大寺南町排水ポンプ場運転管理業務委託について、平成28年度から奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴収することにしました。 |
| (4) 奈良北雨水ポンプ場管理業務委託契約では、毎月の委託業務実施報告書を翌月5日までに提出することになっているが、4月分、9月分及び10月分の3箇月分で翌月5日を超えた提出日の報告書があった。適正な事務処理を行われたい。            | (4) 奈良北雨水ポンプ場管理業務の委託業務報告書について、平成28年7月分から契約書のとおり、翌月5日までに提出を受けるようにしました。               |

西部出張所総務課

監査結果公表日 平成30年1月19日  
(奈良市監査委員告示第1号)  
措置結果通知日 平成30年5月30日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】  |
|--|--|
| 市営西部会館駐車場における指定管理業務の基本協定書第7条第2項には、徴収した使用料を、徴収した日の翌月15日までに指定金融機関等に払い込むと定められており、指定管理者は、駐車料金を精算機から週1回収し、1か月分まとめて指定金融機関に入金していた。<br>しかし、指定管理者が、駐車料金を週1回収しているのであれば、速やかに指定金融機関等に払い込むよう、基本協定書を見直されたい。<br>また、駐車料金の収納事務を私人(指定管理者)に委託しているが、委託開始時にその旨を告示していなかった。<br>地方自治法施行令第158条第2項の規定に則った事務手続を行われたい。 | 平成30年度から「奈良市営西部会館駐車場の管理に関する基本協定書」第7条第2項を見直し、徴収した使用料を速やかに指定金融機関等に入金するよう改めました。<br>また、駐車料金の収納事務の委託については、平成29年12月28日付け奈良市告示第901号で告示しました。 |

住宅課

監査結果公表日 平成28年12月27日  
(奈良市監査委員告示第21号)  
措置結果通知日 平成30年5月30日

| 【監査の結果】  | 【措置の内容】  |
|--|--|
| 市営住宅ほかの敷地内で配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を誤って免除する取扱いを行った事例が2件あった。適正な事務処理を行われたい。 | 配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対する行政財産使用料については、平成29年度から、奈良市行政財産使用料条例に基づく使用料算出を行い、支柱及び支線の使用料についても徴収を行うよう改めました。 |

(平成30年5月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年5月24日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程  
奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第67条第3項中「料金管財課」を「情報料金課」に、「浄水課」を「水道計画管理課、浄水課及び東部上下水道管理室」に改める。

第68条第2項中「浄水課長」を「水道計画管理課長、浄水課長及び東部上下水道管理室長」に改める。

第69条中「及び浄水課長」を「、水道計画管理課長、浄水課長及び東部上下水道管理室長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年5月24日揭示済)

奈良市企業局告示第32号

平成30年奈良市企業局告示第23号(奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取

り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)は、平成30年5月22日をもって廃止する。

平成30年5月22日

奈良市公営企業管理者  
池田 修  
(平成30年5月22日揭示済)

**奈良市企業局告示第33号**

平成26年奈良市企業局告示第3号(奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年5月22日

奈良市公営企業管理者  
池田 修  
第2項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。  
(平成30年5月22日揭示済)

**奈良市企業局告示第34号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年5月22日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

| 名 称     | 代表者氏名 | 所 在 地           | 指 定 日      |
|---------|-------|-----------------|------------|
| 近畿プラミング | 山口 郭貴 | 奈良県天理市佐保庄町344番地 | 平成30年5月14日 |

(平成30年5月22日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第12号**

平成30年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年5月29日

奈良市教育委員会  
教育長 中 室 雄 俊

- 1 日 時  
平成30年6月5日(火)  
午前10時から
- 2 場 所  
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 会議に付すべき事案

議事

- 議案第15号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設(バンビーホーム)における昼食提供事業実施要綱の制定について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年5月29日揭示済)